

川崎市不法占拠対策委員会一般部会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市不法占拠対策委員会設置要綱(平成23年6月29日付け23川財運第171号)第7条に基づき設置される川崎市不法占拠対策委員会一般部会(以下「一般部会」という。)の運営に関して必要な事項を定める。

(所管事務)

第2条 一般部会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 不法占拠対策の処理方針に関すること。
- (2) 不法占拠対策の進捗状況に関すること。
- (3) 不法占拠の予防に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 一般部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会長は財政局資産管理部長とし、副部会長は財政局資産管理部資産運用課長をもって充てる。

2 部会長は、部会を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会員)

第5条 部会員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 総務企画局公共施設総合調整室担当課長
- (2) 建設緑政局道路河川管理部路政課長
- (3) その他関係課長

(会議)

第6条 一般部会は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

2 部会長は、一般部会の部会員全員の出席を要しないと認めたときは、関係する部会員のみを招集して一般部会を開催することができる。

3 部会長は、特に緊急に審議する必要があるなど一般部会を招集する時間的余裕がないと認めるときは、副部会長及び各部会員の意見を徴することにより一般部会の会議に代えることができる。

(関係者の出席)

第7条 部会長は、必要があると認めるときは、部会に関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 一般部会の庶務は、財政局資産管理部資産運用課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、一般部会の運営等について必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は令和６年９月２日から施行する。